

土地徴収条例を検証する－苗栗大埔事件を例にして

江雅綺

苗栗県政府はおよそ通常の市価に及ばない金額により、大埔地域の土地を買い上げようとしたことから、これに農民が反発し、土地の供出を拒んだのが大埔事件の発端である。これにより、県政府は強制収容の手段により、地上物の除去を実行した。そのため、すでに収穫を待つばかりとなっていた稲穂を湛えた田んぼまでが台無しにされたのである。事件がネット上で伝播したことで、6月23日に大埔の農民が総統府で行った抗議デモにはネット住民からも声援が送られた。さらに、監察院へ控訴されたものの、劉政鴻県長はあろうことか、控訴翌日から3日間にわたって農地の損壊を指示し、6月28日には100名を超える警察官を配備して農地を包囲させ、収穫間近の稲の全面排除を命じた。こうして、この事件は広く社会世論の耳目を集めたのである。

大埔里は竹南科学園区(サイエンスパーク)に隣接している。2008年3月、群創光電の陳情により、事業専用エリアの拡大が求められ、苗栗県政府はわずか1ヶ月の間に、もともとの徴収予定だった土地23ヘクタールを28ヘクタールに拡大し、住宅地および農地を大量に算入したのである。

この徴収に際し、県政府は公示価格(市価の4割)による買い上げを提示したが、この価格は近隣地域(公示価格に4~6割を加えたもの)と比べても程遠いものであった。さらに、住民に対し、少なく

とも徴収地の46%の土地は返還するとしながら、実際に返還された土地面積の平均はわずか20%程度であった。また、返還された土地も法律に基づいて返還されるべき元々本来の土地ではなく、新しく区画整理された住宅地域も抽選によって選ぶものであった。この新たに整備された住宅地も変則的な位置にあり、一部分は傾斜になっていたり、変電所や墓地に隣接していたり、将来の工場建設予定地にもなっている。このように、住宅として指定された地域は、元々の土地とかなりの差があるのみならず、居住地域としても甚だ不適切なものであった。

現実には、台湾では土地収用の不合理と補償の不公平による争議は常に発生しているといつてよい。こうした状況においていかなる不備があるのか、幾つかの角度から観察してみたい。

国土計画という面から考えると、国土開発を計画することは、国家が自身の自然資源を利用し、永続的かつ有効な発展を企図する政策の一環である。しかし、行政機関(とくに地方公共団体)は時としてその権利を濫用し、「土地徴収条例」と「都市計画法」を適用して徴収を実施することがままある。すると、農地が住宅地に変貌を遂げただけでその価格は即、数倍にまで増長し、土地を利用することで地方自治体の懐を充実させることになるのだ。さらに、特定の財団や人物を利することにも

なり、国土計画体制に厳重な衝撃を与えることにも繋がっている。

続いて、食糧の安全保障の面から考えてみよう。台湾の農村は長期にわたり疲弊しきって来た。1940年代から現在にかけて、台湾では工業と商業に重点が置かれ、農業を軽視する政策がずっと取られてきた。そのため、農村は崩壊状態に見舞われ、その土地を離れることを余儀なくされた農民も多い。この影響を最も受けるのが、台湾の食糧面における安全保障である。現在、台湾には26万ヘクタールにおよぶ休耕農地があり、26万ヘクタールの農地で実際に耕作が行われている。近来、徴収が行われた農地は、すべてが実際に耕作の行われている農地であり、台湾の食糧自給率がもはや国連の定めた標準を下回っている情勢を考えると、これ以上農地を消失させることは、国家安全に対しても脅威になるものといえる。

最後に、国民の財産権保障の問題の観点から考えてみる。「土地徴収条例」第一条第一項には、「土地徴収は、土地の利用を促進し、公共の利益を増進し、私人の財産を保障するため、特に本条例を定める」と規定している。この条文は法律の概念を明確にするには言葉が足りておらず、土地徴収の具体的標準を定めておらず甚だ不相当といえる。第3条では、「公益にとって必要性があるもの、特定の事業を行うときに限り、私有地の徴収が行える。徴収の範囲はその事業に必要な範囲に限られる」との規定を置いている。しかし、同条10号では「その他、法律によって規定された土地事業の

ため徴収することができる」と例外規定を置き、工業開発や都市発展を導くため、門戸を大きく開放しているに等しい。

このほか、行政実務上、大法官解釈第409号で言及されている「土地徴収は公共の利益と比較衡量した上で、最終的に選択されるべき手段でなくてはならず、他の代替手段が考慮され得るべき段階で選択することは認められない」との部分が無視している。しかしながら、大法官解釈は、裁判所に対しても行政に対しても法的拘束力を有していないため、行政は土地徴収行政を乱発し、裁判所は実質的に土地徴収を合法化してしまっている。

さらに補償額の問題については、台湾政府は現在のところいわゆる「相当補償額」制度を採用している。ただし、制度は3つに細分化しており、1.協議決定、2.土地の公示額に一定額を加えたもの、3.市場価格による補償を定めている。その中で、「市場価格」とは「徴収された土地の本来の性質を考慮した一般的な売買価格」を指しており、国民の財産権を「完全補償」するものである。現実には、「土地徴収条例」第30条第2項では、この種の補償方式が規定されており、「一般交易価格」とは一般的な市場における交易価格を指しているものと考えられている。また、大法官解釈第579号においても、「国家は(中略)法律に基づいて国民の財産を徴収する際は、合理的な補償を行うべきであり、損失と同程度の補償をしなければならない」としており、補償金額は土地の本来の価格に近いものでなければならないと決議しているのだ。しかしながら、こ

れは国民の財産権保障に力点を置いた解釈であり、行政機関や司法からはまだ重視された大法官解釈にはなっていないのが実情である。

以上のような問題を一举に解決するのは、「土地徴収条例」を改正し、「土地徴収は公共の利益と比較衡量した上で、最終的に選択されるべき手段でなくてはならず、やむを得ず徴収を行う場合は、その補償金額は市場価格を標準とするものに統一する」と規定することである。また、もう一つの有効な手段として、再度、大法官解釈を申請することが考えられる。第579号解釈をより一步踏み込んで具体化することで、土地徴収条例で規定されている、公示価格を基準とする補償方式は意見であるとの判断が決議されれば、行政機関による土地徴収の強行は減少し、国民の財産保障にも有効なものとなるであろう。(訳者注:大法官解釈とは違憲審査を行う、裁判所から独立した合議体。ただし、大法官解釈に法的拘束力はない。) **BT**